

令和2年 3月 2日

ご担当者 様

団体名 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

質問者氏名 支部長 茄子川 修

電話 0553-35-3600 (笛吹荘居宅介護支援事業所)

FAX 0553-35-3602 (同上)

対象サービス種別 居宅介護支援

質 問 票

表 題	新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の 臨時的な取扱いについて
質問の趣旨・内容	コロナウィルス感染拡大予防の観点から、介護保険最新情報等でも面会等の制限がなされている。多職種が参加する事が想定されるサービス担当者会議について、感染拡大予防を理由に介護支援専門員の判断で全体を招集せず、サービス担当者に対して照会により意見を求める事由として差し支えないか。
質問に関連する法令及び 通知等	居宅介護支援運営基準第13条の9及び15
部内で検討した際の疑問 点	・感染拡大予防を事由に、サービス担当者会議を照会による意見集約・共有にしても問題は無いのか。
質問者の見解及びその根 拠	・介護保険最新情報等からも可能な限りの面会や施設への出入りが制限されている。その中でサービス担当者会議への多職種招集はリスクが伴う為、ケースの事情に応じ介護支援専門員の判断で照会に変更する事は感染予防の為やむ無しと考える。
参照した関係書籍名(ハ ジ 数を記載)・資料名、 基準省令・解釈通知等	・平成30年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編 633ページ、 636ページ ・介護保険最新情報vol756~772
回答方法について	回答についてはお手数をおかけしますが、書面にて上記宛先までFAXでお願い致します。なお、回答頂きました内容は、介護支援専門員協会会員で共有させていただきますのでご承知おき下さい。